

町民意見公募手続実施結果

案 件 名	八雲町ケアラー支援の推進に関する条例（仮称）の条例素案について	提出意見に対する担当部局等の検討経過	
担 当 部 局	議会事務局	担当部局検討結果(案)の作成	令和7年8月6日～令和7年8月8日
意 見 募 集 期 間	令和7年7月7日～令和7年8月5日	関係部局検討結果(案)の協議	
公 表 年 月 日	令和7年8月8日	※関 係 部 局	
意 見 提 出 者 数	1名1件	議長決裁にて検討結果の決定	令和7年8月8日

No.	町民意見の内容	回答内容(八雲町の考え方等)	意見反映の状況
1	<p>ケアラー条例ができれば、気持ち的に救われる方が出ると良いと思いますし、そうなるよう期待しています。</p> <p>ただ、そのために、町民が相談するにはどんな方法があるのか、手続きは簡素かどうかなど、活用方法等もっと具体的なことが分かるようにしてもらいたいです。よろしくをお願いします。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>町民の方がご相談いただく方法としては、来庁による窓口でのご相談や電話相談ができます。相談先は、保健福祉課・住民サービス課・子育て支援センターでお受けします。ご相談はご本人や、代理の方によることも可能です。学校に通っている子どもの方は、教職員に相談することもできます。</p> <p>相談する際には、複雑なお手続きはありません。</p> <p>条例が制定されましたら、広報誌や町のホームページなどで、町民の皆様へ周知を図ってまいります。</p>	E

○意見反映状況の表記

- A：意見に基づき案件に反映(修正)するもの B：意見が既に反映されているもの C：意見を案件に反映しないもの
D：今後の参考とするもの E：その他(内容についての質問、感想、要望等)